

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
株式会社 塙屋	茨城県笠間市笠間1285	

2. 指名停止措置期間 令和 6 年 12 月 27 日 ～ 令和 7 年 1 月 26 日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する物品・役務調達契約等

4. 事実概要

令和6年12月16日に笠間市で執行された『7笠資循(委)第2号 可燃ごみ収集袋(小)製造業務委託』の指名競争入札にて、落札者となったにもかかわらず、当該契約を辞退したことによる。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)